

## 開園～5月9日までの運用にかかる検討について

## 1. 開園～5月9日までの運用に関する取り扱いについて

平成24年以降の利用調整地区制度の開始日については、未決定事項であるため、知床五湖の利用のあり方協議会で新たに運用案を決定し、利用適正化計画を変更する。

知床五湖の利用のコントロールの方法（期間・ルート・利用法等）については、ウトロ地域協議会、知床斜里町観光協会との協議を経て、平成20年12月の知床五湖の利用のあり方地元協議に事務局最終案が提示され、その骨格が決定された。（参考資料2-1表面参照）

その際、初年度は利用コントロールの開始を5月10日からとし、2年目以降の開始日の取り扱いについては初年度の状況を踏まえ検討することとし、2年目以降の取り扱いについては未決定事項として整理され、以後、知床五湖の利用のあり方協議会でもその整理の中で、制度開始に向けた準備が進められてきた。（参考資料2-1裏面参照）

平成23年の開園～5月9日は、一湖畔の木道コースを利用した旧来のルートで運用されたが、平成24年度以降の開園～5月9日の取り扱いが決まっていないため、知床五湖の利用のあり方協議会にて運用案を決定し、利用適正化計画の変更する必要性が生じている。

## 2. 運用案決定のための基本的考え方

平成24年以降の開園～5月9日の地上遊歩道の運用は、次の基本的考え方のもと利用形態を設定する。

## 【利用形態選択の際の重要な視点】

- ・利用者の安全を優先とする。
- ・利用者に対し自然体験の利用機会を提供する。
- ・良質な自然体験の場としての自然環境・利用環境を保持する。

## 【利用形態選択の方法の考え方】

- ・管理者、利用者の責任分担のバランスにより利用形態を選択する。
- ・これまでに得られた情報を評価し、利用形態を選択する。
- ・利用形態を設定したのちも、利用状況、自然情報等の収集、評価・検証を行い、順応的に改善を続ける。

## 2-1. 知床五湖の利用のあり方

- ・利用による自然植生や野生生物への影響を最小限にする。
- ・利用者のニーズに応じた利用体験の機会を提供する。
- ・地上遊歩道は、静寂な利用環境を保持し、原生的な自然体験の場を提供する。（高架木道は不特定多数の利用者に対して安全で安心な利用の場を提供する。）

## 2-2. 地上遊歩道の利用形態選択の際の重要な視点とその対応

- ・利用者の安全を優先とする
  - －ヒグマとの遭遇・軋轢が懸念される期間には引率者の同行を義務づける。事前レクチャーにより適切な情報を利用者に伝える。
  - －利用施設の安全確認、危険箇所の閉鎖・利用制限・注意喚起等を図る。
- ・利用者に対し自然体験の利用機会を提供する。
  - －遊歩道の閉鎖期間を減らすため、管理上のリスク軽減を図る。ヒグマとの遭遇・軋轢が懸念される期間には引率者の同行を義務づける。事前レクチャーにより適切な情報を利用者に伝える（再掲）。雪上利用の際の対策を講ずる。
- ・良質な自然体験の場としての自然環境・利用環境を保持する。
  - －オーバーユースによる歩道・展望地の植生の荒廃を防ぐため、利用上限を設ける。
  - －良質な利用環境を保持するため、単位時間あたりの利用制限を行う。静寂的・原生的雰囲気や環境を毀損しない利用法とする。
  - －野生動物の生態を攪乱しないよう、エサやり禁止などルールを徹底する。ヒグマが活発に活動する時期には引率者をつけ利用者のコントロールを行う。

## 2-3. 地上遊歩道の利用形態選択のための情報整理

## ① 管理者の責務

知床五湖の利用のあり方協議会事務局の3者（環境省、北海道、斜里町）は、知床五湖園地の施設利用や野生生物との軋轢対応の面での管理責任を有している。  
課題認識があり、とるべき対策も整理されている中で、その規制権限を行使しなかったがために生じた損害は、行政が責任を負わなければならない【不作為の責任】。

## ② ヒグマの行動

ヒグマは4月～5月は海岸線から徐々に台地状に活動域を広げる時期である。また、この時期のヒグマはエゾシカの死体、ミズバショウ等を食べる。とくに近年、知床五湖周辺で越冬するエゾシカが増えており、自然死個体や弱った個体が春先に多く見られ、エゾシカの死体の回収数も増えている。ヒグマは食べ物に対する執着心が強い生き物であり、春先の遭遇頻度は少ないものの対応を誤った場合の危険度は高い。（参考資料2-2参照）

## ③ 利用調整地区制度の評価

平成23年5月10日から10月20日まで初年度の利用調整地区制度を運用し、単位時間あたりの利用者数を抑え利用コントロールの目的を達しながら、当初予想を超える利用客を迎えることができた。

ヒグマ活動期に27回、植生保護期に7回のヒグマ遭遇があったが、期間中、終日地上遊歩道閉鎖は0日で、利用調整地区制度のもと安定的な利用機会を提供できた。

植生保護期においても、利用者全員が事前レクチャーを受講することにより、ヒグマ遭遇時の避難誘導が円滑に行うことができ、危険な遭遇を避けることができた。資料1参照。

## ④ ゴールデンウィーク期間のオーバーユース

平成23年度は東日本大震災の影響も有り、利用の集中は見られなかった。昨年度までは、1時間あたり300人を超える利用がゴールデンウィーク期間に見られた（参考資料2-3）。

## 3. 各ルート・利用ルールの比較検討

## 事務局提案

## 地上遊歩道の供用をする場合

## 【管理者の責務により】

- ・自由利用期は選択できない。
- ・除雪をしない大ループの利用は、引率者付きの利用でなければ認められない。

## 【選択しうる利用形態】

- ・植生保護期の運用  
(利用コースは、ボランティア等での除雪の協力を得ながら小ループを供用する。)
- ・ヒグマ活動期の運用

## ① 自由利用期選択の可否

知床五湖及びその周辺でのヒグマの春先の行動、その生態と近年の傾向、遭遇時の危険性を勘案すると、知床五湖の地上遊歩道の利用にヒグマとの遭遇リスクが認められる。園地管理者してとるべき対策（利用調整地区制度）がありながら、課題への対応ができず事故等が発生した場合には、行政は不作為の責任の点で免れることができない。

安全を確実に図るため、残雪期の新たな魅力を提供する点からはヒグマ活動期の運用が望ましく、最低でもこの時期に歩道を歩く際のリスクを十分に周知できる植生保護期の運用としなければならない。

平成23年度の自由利用期の運営に当たっては、フィールドハウスに利用者案内スタッフを1名配置し、地上遊歩道立入者に対する情報提供として事前レクチャーのサービスが無償で行っているが、制度としての受講義務はなく、受講数は低調である。順路を守らない、遭遇後の利用者の誘導に時間がかかるなど大きな課題が顕在化している。

ゴールデンウィーク期間の利用者層は、8月の夏休み期間の利用者層に近く、平成23年度の実績からも地上遊歩道から高架木道へ接続するルートを多く利用されることが予測できる。利用環境・自然環境の保持を目的に、オーバーユース（単位時間あたり300人を超える利用）に対する利用コントロールを行う必要がある。

## ② 大ループ利用の条件

例年、開園～5月中旬まで歩道上に雪が残るため、これまでの運用では、除雪をしない大ループのルートは、道迷いや残雪の踏み抜きなどの問題等から閉鎖を行っている。

安全管理上、道迷い・残雪の踏み抜きの対策がとられない状態での利用は認めることが困難である。

また、これまで閉鎖を行ってきた期間における利用においては、融雪期の利用による歩道の荒廃の懸念、ヒグマ対応などへの課題整理と対策検討が必要である。

対策の一つが、登録引率者による引率であり、平成23年の利用調整地区制度においては、5月10日から引率者同行による利用が行われ、ヒグマ対応をはじめ、人数制限、融雪期の利用マナーの徹底が図られた。